

2024年11月22日

高齢社会 NGO 連携協議会会員団体アンケート依頼

事務局

今年、6年ぶりに高齢社会対策大綱が改定されました。改定に向けて設置された有識者検討会の報告書を踏まえた政府案が、去る9月5日に公表され、意見募集による修正を経て、9月13日に閣議決定されました。

新たに策定された高齢社会対策大綱は、有識者検討会の報告書に書かれていたように、人々を年齢によって、「支える側」と「支えられる側」に分けることは実態に合わないものとなっている。若い人も将来いずれ高齢期を迎えるわけで、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、高齢社会を構成する一員として、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していく。そして、誰もが今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら、すべての世代が安心して豊かに生きがいを持って暮らせる社会づくりに取り組み、希望が持てる未来を切り拓いていく必要があることを謳っています。

新大綱に示されている「**基本的考え方**」では、大きく3つの大目標が掲げられています。

1つ目の大目標は、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」で、すべての世代が、就労や社会活動などの活躍機会に恵まれた社会の実現を目指すことを中心とする内容です。2つ目の大目標は、「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」で、仮に虚弱になっても、最期まで住み慣れた地域などで、安心して生活を継続できる社会の実現を目指すことを中心とする内容です。そして3つ目の大目標は、「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」で、人々の加齢による変化に配慮した社会の実現を目指すことを中心とする内容となっています。

さらに新大綱では、「基本的考え方」を踏まえた「分野別の基本的施策」が示されています。すなわち、大目標の実現に向けた具体的施策の指針となる基本的施策を、**1「就業・所得」、2「健康・福祉」、3「学習・社会参加」、4「生活環境」、5「研究開発・国際展開等」**の5分野に分け、さらに各分野を複数の細分野に分けて示しています(全部で26の細分野)。

なお新大綱全体を貫いている考え方として、高齢期は若年期からの延長線上にあり、世代間の理解を促進する観点から、全世代が加齢についての理解を深めることが重要である。また、高齢社会における課題を突破していくためには、これまで以上に、分野の壁を超えた連携を強化していくことが必要不可欠であることを強調しています。

さて、今後この新しい高齢社会対策大綱に掲げられた3つの大目標の実現を目指して、分野別の基本的施策(指針)に沿った様々な具体的施策の展開が図られていくものと思われます。

つきましては、高連協は各参加団体様に対して、以下のアンケートを行わせていただくことといたしました。

アンケートでお聞きしたいこと

先ず高齢社会対策大綱に記述されている3つの「基本的考え方」(大目標)から1つ、あるいは複数の大目標を選択してください。次に選択した大目標の枠内で、大綱に書かれている基本的施策(5つの分野と26の細分野)の中で、貴団体の主たる活動が該当する分野(できれば細分野レベル)について、基本的施策(指針)に沿って行政等が具体的施策を展開していく上での問題点や課題等ご意見・提言などを述べていただく。あるいは貴団体が取り組んでいくにあたって考える非営利団体としての役割や課題等を自由に述べていただくことをお願いいたします。なお、記述は全体で1頁(A4サイズ)以内に収まるようお願いいたします。

※[アンケート用紙\(別紙\)](#):「記入上の注意」をご参照ください。

アンケート結果の取り扱い

アンケート結果は集約・整理して、令和6年度に別途計画している高連協25周年記念イベント(2025年2月開催予定)の場で発表させていただくことを考えております。また、できればアンケート結果のまとめを何らかの形で当局に提出することも検討してみたいと考えております。

留意事項

高連協25周年記念イベント開催のご案内は後日送付させていただきます。

別添 (新たな高齢社会対策大綱は下記のURLからご覧になれます)

[高齢社会対策大綱\(令和6年9月13日閣議決定\) | 政策統括官\(共生社会政策担当\)](#)

[- 内閣府\(cao.go.jp\)](#)

ご多忙の中お手数をおかけいたしますが、よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。

高齢社会対策大綱の基本的施策(指針) — 5つの分野と26の細分野

1 就業・所得

- (1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備
- (2) 公的年金制度の安定的運営
- (3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

2 健康・福祉

- (1) 健康づくりの総合的推進
- (2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実
- (3) 持続可能な高齢者医療制度の運営
- (4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進
- (5) がん対策の推進
- (6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備
- (7) 身寄りのない高齢者への支援
- (8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進
- (9) 加齢による難聴等への対応

3 学習・社会参加

- (1) 加齢に関する理解の促進
- (2) 高齢期の生活に資する学びの推進
- (3) 地域における社会参加活動の促進

4 生活環境

- (1) 豊かで安定した住生活の確保
- (2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
- (3) 金融経済活動における支援

- (4) 消費者被害の防止
- (5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策
- (6) 情報アクセシビリティの確保
- (7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化
- (8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策
- (9) 成年後見制度の利用促進

5 研究開発・国際展開等

- (1) 高齢社会に資する研究開発等の推進
- (2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

以上